

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第12回会議（臨時会）

1 期 日 令和7年2月17日（月） 開会 午前10時30分
閉会 午前10時38分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 花岡 伸和
永沢 佳純
芦澤直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教育総務課副参事兼人事給与室長 神澤 賢
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学

企画管理部

教育総務課人事給与室副主査 今関 平

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課
主 幹 兼 委 員 会 室 長 山口 聖剛
同 副主幹 小合 基夫
同 主査 杉本 浩二
同 主査 岡本 多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 芦澤 直太郎 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第51号議案の議案1件、第8号報告の報告議案1件である。第51号議案は教育委員会会議規則規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定により、ここからの進行を花岡委員にお願いする。

8 審議事項

第8号報告 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の原案について

【教育総務課副参事兼人事給与室長】

本件は、知事が令和7年2月定例県議会に条例案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めたことから、その内容に異議がない旨回答したものである。なお、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、決定したものについて、今回報告を行うものとなる。

まず、改正理由について、国においては、育児・介護と仕事の両立支援のため、人事院規則等の改正により、令和7年4月1日から、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備の義務付けなどを実施することとしている。これを踏まえ、本県においても、国に準じて、諸制度の改正を実施することとし、条例について所要の改正を行うものである。

続いて改正内容のうち、「(1)時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大」であるが、現在、3歳に満たない子の育児を行う職員について、時間外勤務の免除を請求可能としているところ、対象となる子の年齢を「小学校就学前まで」に引き上げる。次に「仕事と看護(介護)の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」であるが、これについては介護離職を防止するための職員への個別の制度周知と意向確認、早期の情報提供・雇用環境整備について措置する。なお、詳細については、今後、人事委員会規則において定めることとなる。

施行期日は、令和7年4月1日からを予定している。

第8号報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第51号議案 教育委員会の人事について

<富塚教育長退室>

花岡委員の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

<富塚教育長入室>

9 教育長閉会宣告

令和7年3月10日 署名人